

本社機能を移転・拡充するための 財政的支援を受けたい

(1) 企業立地促進交付金（戦略的企業立地促進事業） (2) 県税の軽減措置

本社機能の移転・拡充により様々な優遇措置を受けることができます。

対象者

下表に示す本社機能部門を有する特定業務施設等を県内に整備し、本社機能において、それぞれの優遇措置で定められた従業員数の増加要件を満たす事業者。

■特定業務施設 ※工場や店舗などは対象になりません。

施設形態	本社機能部門及び役割	
事務所	ア 調査及び企画部門	事業、製品の企画・立案や市場調査を行っている部門
	イ 情報処理部門	自社のための社内業務としてシステム開発等の業務を専門的に行っている部門
	ウ 研究開発部門	基礎研究、応用研究、開発研究（設計、デザインを含む新製品の試作等）を行っている部門
	エ 国際事業部門	輸出入に伴う貿易業務や海外事業の統括業務を行っている部門
	オ その他管理業務部門	総務、経理、人事、その他の管理業務を行っている部門
	カ 商業事業部門	商品の仕入、販売等の営業活動を行っている卸売業、小売業の部門、製造業における原材料の仕入、製品の販売等の営業活動を行っている部門（専ら業務施設において情報通信技術の活用により対面以外の方法による業務を行うものに限る。）
	キ 情報サービス事業部門	ソフトウェア開発、情報処理・提供サービス、映画・ビデオ制作、書籍等の出版等の業務を行っている部門
	ク サービス事業部門	サービスを提供する事業を行っている部門（上記アからオに掲げる部門の業務の受託に関する業務を行うものに限る。）
研究所	事業者の研究開発において重要な役割を担うもの（事務所以外の施設内において研究開発を行う部門を含む。）	
研修所	事業者の人材育成において重要な役割を担うもの	

※カ、キ、クについては、「(2) 県税（事業税及び不動産取得税）の軽減措置」のみ対象。

内 容

(1) 特定業務施設に対する交付金（企業立地促進交付金）

①交付要件

本社機能に従事する従業員数が5人以上増加し、そのうち3人以上が県民の新規雇用であること。ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条に規定する障害者を雇用したとき、合計数を1名につき1.5名で算定する。

②交付金の積算根拠

- (i) 設備投資額（用地取得費を除く）の2%
 - (ii) 業務施設等の年間賃借額（敷金、権利金等を除く）の1/2
 - (iii) 社宅の取得・改修費の2%（社宅を3戸以上取得若しくは改修する場合）
 - (iv) 社宅の年間賃借額の1/2（社宅を3戸以上賃借する場合）
 - (v) 操業開始から3年間に新規に常用雇用した県民1名（移転者含む）あたり30万円
- 上記（i）～（v）の算出額に市町村の財政力指数に応じた交付率を乗じて得た額

財政力指数	交付率
0.77以上	1/2
0.63以上0.77未満	3/4
0.63未満	1

※グリーンアジア国際戦略総合特区特例

総合特別区域法に規定する指定法人が、グリーンアジア国際戦略総合特区の区域内で、特定国際戦略事業を実施するために業務施設等を取得する場合、上記（i）に市町村の財政力指数を加味した交付率に5%を加算します。

③限度額

研究開発部門以外：1億円

研究開発部門：上記（i）～（iv）の合計で1億5千万円

上記（i）～（v）の合計で5億円

（2）県税（事業税及び不動産取得税）の軽減措置

①適用要件

（1）平成27年10月8日から令和8年3月31日までの間に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る知事の認定を受けた事業者であること。

（2）認定を受けた日から同日の翌日以降3年（令和4年3月31日以前に事業の用に供した場合は2年）を経過する日までに、以下の用に供する減価償却資産（特別償却設備）を新設または増設し、事業の用に供すること。

・特定業務施設

・当該特定業務施設の新設に併せて整備される特定業務児童福祉施設^{（注1）}

（3）上記（2）の減価償却資産の取得価額の合計額が1,900万円以上であること。

※中小企業^{（注2）}以外にあっては3,800万円以上

②軽減措置内容

・法人事業税（特別償却設備に係る所得又は収入金額が対象）

（令和4年4月1日以後開始事業年度）

種別	標準税率
所得割	7.0%
収入割	1.0%
外形標準課税（所得割）	1.0%



【1年目】	【2年目】	【3年目】
標準税率の 2分の1	標準税率の 4分の3	標準税率の 8分の7
3.5%	5.25%	6.13%
0.5%	0.75%	0.88%
0.5%	0.75%	0.88%

※記載している標準税率は一例です

・不動産取得税（建物、土地^{（注3）}）

種別	標準税率
建物	4%
土地	3%



標準税率の 10分の1
0.4%
0.3%

（注1）特定業務児童福祉施設について

特定業務施設の従業員の児童に係る保育所その他の児童福祉施設のことをいいます。

（注2）中小企業の定義について

県税の軽減措置の対象となる中小企業とは、「本書の利用にあたって」（巻頭ページ）記載の「中小企業の定義」に関わらず、租税特別措置法に定義される中小企業をいいます。

（注3）土地の取得については、その取得の日の翌日から1年以内に建物の建設の着手があったものに限りま。

活用方法

この制度の適用には「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」の認定を受ける必要があります。当優遇措置を希望される方は、下記問い合わせ先までご相談ください。

お問い合わせ先

・計画の認定および企業立地促進交付金について

福岡県商工部企業立地課 立地支援係

TEL：092-643-3839 FAX：092-643-3443

<https://www.kigyorichi.pref.fukuoka.lg.jp>

・県税について

【事業税】福岡県総務部税務課 直税第一係

TEL：092-643-3064 FAX：092-643-3069

【不動産取得税】福岡県総務部税務課 直税第二係

TEL：092-643-3070 FAX：092-643-3069

